



国空国第 1756号
平成20年10月17日

ノースウエスト航空会社 日本支社長 殿

国土交通省航空局国際航空課長



マイレージプログラムの特典旅行に係る燃油特別付加運賃の誤徴収について

貴社は、本年9月15日から、貴社のマイレージプログラム（「ワールドパークス」）の特典を利用した貴社の国際線の旅客について、あらかじめ認可を受けた額の燃油特別付加運賃を徴収しているところであるが、これに伴う予約発券プログラムの変更を行う際に、誤って、同特典を利用した本邦航空会社の国内線の旅客についても、本来は徴収しないこととなっている燃油特別付加運賃を徴収するような設定を行ったところである。このため、本年9月15日から、予約発券プログラムの訂正を行った10月10日までの間に、同特典を利用した本邦航空会社の国内線の旅客から多額の燃油特別付加運賃を誤徴収する結果となったことは、誠に遺憾である。

今般、誤徴収により收受した燃油特別付加運賃については、速やかに適切な返金処理を行うとともに、今後は同様の不適切な運賃の徴収を行うことがないよう、再発の防止に万全を期されたい。